

公 告

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第 3 項の規定により公告する。

なお、その届出書等は令和 7 年 8 月 8 日から 4 月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和 7 年 8 月 8 日

岐阜県知事 江崎 禎英

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル本巢店
本巢市小柿座下起 1 0 5 6 番地 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 石橋 亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目 1 2 番 2 号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3 , 6 6 3 m²

6 施設の配置に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
駐車場の位置及び収容台数	1 7 5 台
駐輪場の位置及び収容台数	4 8 台
荷さばき施設の位置及び面積	1 9 6 . 0 m ²
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	3 9 . 7 m ³

7 施設の運営方法に関する事項（位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり）

項目	届出内容
大規模小売店舗において 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	2 4 時間
来客が駐車場を 利用することができる時間帯	2 4 時間
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3 箇所
荷さばき施設において 荷さばきを行うことができる時間帯	2 4 時間

8 届出年月日

令和 7 年 7 月 3 1 日